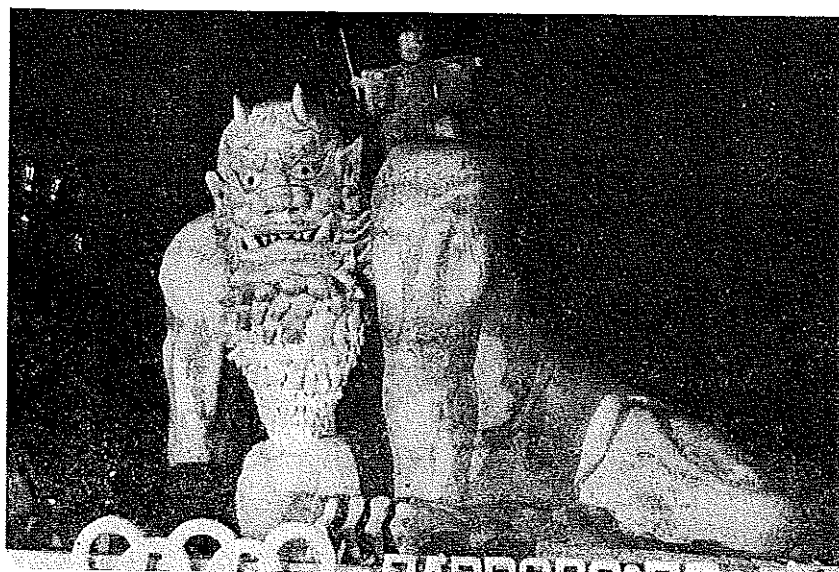




《雪 ま つ り》

雪の都、札幌にふさわしい冬の祭典が巨大な雪像を中心に、毎年2月の第一日曜をはさみ開催される。札幌雪まつりが年々其の規模を拡大し本年は第20回を迎え、日本の雪まつりの代表として外人観光客を誘うまでに育てられた。



発行所
札幌市大通西6丁目
北海道行政書士会
T ③3882
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社 正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目
電話⑧7151~3番

第四四号 もくじ

一、会務報告	2
一、会員の声	4
一、支部だより	4
一、昭和四十四年度の 事業計画について	6
総務・企画部	
一、非行政書士の 跋邑を抑制しよう	7
会長 渡辺 慶吉	
一、行革第二次原案	8
一、欧州の旅	9
総務部長 犬飼 竹治	
一、会員移動	11
一、事務局日誌	11

昭

労働部会費未納督促ハガキ63通発送

5日 入金 総走！ 旭川1
6日 会費滞納督促ハガキ45通発送
7日 54通発送

1日 2日 札幌1
20日 日行連緊急会長会議 藤山副会長出席

会務報告

監査会

日時 昭和四十四年一月二十六日
午前十時

ところ 札幌市大通西六丁目六番地
本会事務所

監事 榎波弥一郎氏、渡辺駒蔵氏
両氏により昭和四十三年度会計監査
会を行なった。

同日午後一時会場を大通西10丁目
第一ホテルに於いて経理部会を開き
四十三年度経理状況を監事より報告
あつて審議した。

第一回理事会

支部長合同会議

日時 昭和四十四年二月三日 午

後五時

ところ 札幌市大通西十丁目 第一
ホテル

出席者

1、理事会側

渡辺会長、藤山副会長、佐藤副会
長、竹原副会長、大飼総務部長

梶井企画部長、鈴木経理部長、関
野、後藤、真貝、成沢 以上十一名
2、支部長側
細井、今村、荒、中沢、灰原、石
本、村瀬、伏見(代大沢)、森口、
以上十名

議事
A、開会の辞 大飼総務部長
B、開会の挨拶 渡辺会長
挨拶要旨
本来ならば支部長会と理事会は別
々に開催するのが妥当であるが、本
日は時間、会場、その他の都合で合
同で開催したことを了承願ひ度い。
昭和四十四年度第九回定時総会に提
出する議案の審議を願ひ、総会運営
の円滑を期し度い。ご協力の程をお
願ひする。

1号議案 大飼総務部長より昭和四
十四年度第九回定時総会に提出す
る議案を提案
○昭和四十三年度の事業経過報告
〃 決算報告を説明
日行連の負担金は一人五十円(月
額)になり、予算繰越金の多いのは
予想以上の入会者の多いことに起因
する。

四十三年度の事業計画案：大飼総
務部長より同年度予算案：鈴木経理
部長より説明、本年の主な骨子

は会議に出席する理事、支部長等に
旅費規定により日当を支給すること
にした。在札の役員も之れに準ずる
こと。
昭和四十三年事業計画案、収支
予算案の可否を求めたところ、原案
賛成可決した。

2号議案
総会運営の業務分担について
3号議案
総会に招待する人選について
以上2号、3号は執行部に一任す
る。

其の他
1、毎年事業計画案はあるが、従来
実行されないことが多い、本年度
はどうするか。竹原企画総括より
従来の欠点を補って実行型として
立案したので実施出来ると思う。
2、常任理事高島正夫氏が病氣によ
り理事辞任届の提出あり、之れの
承認と欠員補充は総会に於いて取
計うことに決定。

閉会 午後七時
○藤山副会長 二月十三日社会保険
労務士免許証交付促進のため上京
○二月十九日 藤山副会長行政書士
法改正特別委員会に出席のため上
京

第二回理事会

日時 昭和四十四年三月十二日
午後五時

ところ 札幌市大通西十丁目 第一
ホテル

出席者 渡辺会長、藤山、佐藤、竹
原、副会長、荒、大飼、真貝、
成田、灰原、成沢、細井、伏見、
鈴木、森口、横路、以上理事十
一名 事務局2名

議事

1号議案 業務分掌一部変更と補充
常任理事の業務分担について

A、欠員常任理事の補充として成田
正幸氏を決定
B、竹原企画総括は函館で地理的に
不便であるので、別の業務を交替
したらどうか。

副会長には業務分担をしない方が
よいという意見も出たが。
経理総括に竹原氏、企画総括に藤
山氏、総務部に梶井氏
企画部長に成田氏と決定

2号議案 日行連代議員の選考につ
いて：代議員数は9人であるので
次の支部から割当人員の氏名を3
月20日まで報告することに決定
札幌支部 4名(3部長を含めて)
函館支部 1名 旭川支部 1名
網走支部 1名 空知支部 1名
十勝支部 1名 以上9名

日行連の総会を本部で北海道に開
催する希望があるならば引受けてよ
いと申し入れることに決定。

3号議案 網紀委員会開催期日につ
いて会長に一任する。

4号議案 本会事務所の移転につ
いて第2三谷ビル(札幌市南1西6)
及び愛生館ビル(札幌市南1西5)

の候補を挙げ賃貸条件を説明した
が選定は、会長、副会長、札幌支
部長、在札の理事と協議検討する。
予算更生を認めること、不足分に
就いては更に検討する、文書決議
もあり得ることを承認決定した。

5号議案

会則第58条第2項に該当する処分
者を報告
閉会 午後7時30分

第9回定時総会

日時 昭和四十四年二月二十三日

午前十時

ところ 札幌市南四條西十三丁目
都市会館

定刻以前に各支部よりの代議員が
例年に比して出席もよく会場大会議
室も立錫の余地なく、真剣緊張のう
ちに開会宣言、会長の開会挨拶、特
に本年は物故者の霊に弔意を捧げて
全員一同黙禱、野崎議長の名捌き振
りは印象的であった。午後五時盛會
裡に閉会。――詳細は議事録参照――



大石(札幌)	渡辺芳(札幌)	大飼(札幌)	梶井(札幌)
後藤(空知)	遠藤(札幌)	松田(旭川)	細井(小樽)
成田(札幌)	中川(札幌)	黒島(函館)	榎波(十勝)
作田(札幌)	高田(札幌)	石川(室蘭)	中林(旭川)
灰原(室蘭)	佐藤(釧路)	伏見(釧路)	竹原(函館)
星(札幌)	細木(釧路)	古山(函館)	会長(札幌)
中野(空知)	藤沢(網走)	佐藤三(網走)	荒(旭川)
中沢(留萌)	石本(日高)	村井(網走)	今村(空知)
真貝(網走)	野崎(札幌)	今野(網走)	成沢(札幌)
金田(日高)	永沼(旭川)	鈴木(札幌)	木村(札幌)
豊田(十勝)	中野幸(小樽)	佐々木(十勝)	村瀬(十勝)
武田(事務局)	田中(十勝)		

声

世にも不思議な物語

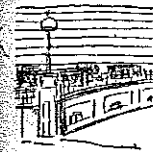
本年度第9回北海道行政書士会総会に代議員として出席した私は、総会の在り方に不思議に思われたことがある。それは会則第17条に総会は支部長及び代議員を以て組織する

とある。構成員たる支部長、代議員は発言権、議決権があると解すべきである。発言権のある構成員の発言に対し、執行部(本部役員)は之れに対し答弁の義務があると解する。不思議なことは執行部(本部役員)を兼ねて

いる支部長の発言である。執行部の者が執行部に対し質問とは常識を欠くことも甚だしいと感じた。会則第17条中支部長の次に(一)書で(本部役員を除く)と会則一部を改正すべきであろう。

あったようだ。これは国会で大臣が大臣席から降りて議員席について内閣に対し質問しているようなものであり、道議会、市町村議会でもこんなことをする会はなからう。議長団席より降りたら普通の構成員となつて、発言することは差支えないと考えているのであれば考えを改めるべきである。発言の議案を数々もって出席したのであれば、副議長の指名のあったとき辞退すべきであったのではないか。私も種々の総会に出たがこんなことは初めてである。この不識なことに対し、動議として発言しようと思ったとたん議長は終了を宣した。残念至極だ。

(X生)



支部だより

札幌支部、社会保険労務士免許申請
手続説明会

日時 昭和四十四年一月十五日

午後一時より

場所 札幌市北一条西十一丁目

札幌林野共済会館広間

出席者

八十五名

来賓 本会渡辺会長、労務部より

藤山副会長

説明者 労務部会 藤山部会長

会員多年に亘り待望であった社会保険労務士の施行日が昭和四十三年十二月二日からと公布され、新しい資格者としての取得のための免許申請の手続き方法について説明あり会員の熱心な質疑応答あつて終了。引き続き同法施行の祝賀パーティーを同会場で盛大に行ない幕を閉じた。

留萌支部定時総会

日時 昭和四十四年二月一日 午

後一時

場所 留萌市本町4丁目 丸定会

出席者 十二名中六名(外に委任状五名)

議事 開会宣言……中沢支部長 議長選出に移り、池田寅次郎議長となる。

第一号議案

昭和四十三年年度庶務会計報告承認の件

捻金幹事より庶務会計一括説明、高梨監事より会計監査報告 原案を承認可決した。

第二号議案

北海道行政書士会代議員選出について

本会より要請があるので選出する旨を告げ、捻金昭二氏を選出……決定 以上で終了

宗谷支部総会

日時 昭和四十四年二月九日 午

後一時

議事 1、宗谷支部規定の承認

2、役員選任

支部長 蝦名 睦 夫

副支部長 坂巻 次郎

代議員 坂巻 次郎

業務部長 大淵 博

綱紀委員 松本 又蔵

代議員 大淵 博、中野幸一

6、顧問の推薦

支部顧問を岸川隆次を推薦

7、昭和四十四年度事業計画案審議

支部長説明 一同異議なく承認

8、昭和四十四年度予算案審議

新執行部に於いて再検討を承認

9、会費納入の督促

閉会 午後五時終了

釧路支部定例役員会

日時 昭和四十四年一月八日 午

後六時三十分

場所 釧路市浦見町二丁目七番地

伏見支部長宅

出席者 支部長 伏見 勇

副支部長 尾越 勝典

理 事 大沢 清

〃 〃 佐藤 貞治

〃 〃 森谷 嘉一郎

監 事 武田 時雄

議事 開会挨拶 伏見 勇

一、報告事項

(イ)、会計事項 (ロ)、支部会報

(ハ)、社会保険労務士会創立準備に



監事 島中輝三

以上

十勝支部役員会

日時 昭和四十四年一月五日 午

後一時

場所 帯広市西三条南十丁目

日本橋食堂

出席者 本会より理事 佐々木行雄

支部長 村瀬 茂

副支部長 久我 豊治

〃 前寺 忠三郎

理事 野際 莊一

小樽支部総会

日時 昭和四十四年一月十八日

午後一時

場所 余市郡余市町 モイレ城閣

ホテル

出席者 会員 二十二名

来賓 本会より藤山副会長

議事

1、細井支部長開会挨拶

2、議長選出 松本又蔵氏議長とな

る。

議事録署名員 福士英男氏、記録



監事 島中輝三

二、協議事項

(1) 社会保険労務士免許申請手続について
開会 午後八時散会

網走支部総会
兼業務研修会

日時 昭和四十四年二月十日 午後二時
場所 常呂郡留辺蘂町 温根湯大 江本家

- 研究
1、所得税と資産税について
2、交通事故問題について
質疑応答多数あり、四時三十分まで延長、引続き総会に移る。
- 報告
1、昭和四十三年度会務報告
2、〃 収支決算報告
議案
1、支部役員改選の件
2、昭和四十四年度事業計画案
3、昭和四十四年度収支予算案
4、その他 以上

室蘭支部総会

日時 昭和四十四年一月二十日 午後六時
場所 白老郡白老村竹浦 虎杖浜 温泉ホテル

- 出席 二十二名
来賓 本会会長 渡辺慶吉
議事
1、灰原支部長 開会挨拶
2、議長に支部長灰原氏に選出さる
3、報告
1、会務報告 2、収支決算報告
監査報告
4、役員改選、左の通り決定。
支部長 灰原 泰広
副支部長 添田 竜男
〃 高橋 芳次郎
〃 石川 常次郎
理事 米田 忠博
〃 八田 亀次郎
〃 塩田 末吉
〃 白取 三平
〃 竹内 芳正
監事 荒川 隆志
〃 下国 富士夫
代議員 石川 常次郎
〃 富田 重雄
来賓祝辞として渡辺本会会長挨拶
社会保険労務士免許申請手続について

て説明。
開会 支部長 閉会のことばを述べ。
べる。

函館支部総会

日時 昭和四十四年三月九日 午後一時
場所 函館市新川町 大分軒ホテル

- 出席者 支部長 外二十三名
来賓 本会 加藤事務局員
議事
大高金吾氏 開会を宣す。
支部長黒島宇吉郎氏開会の挨拶
議長に笠原利重氏を選出
加藤事務局員 祝意を表して挨拶
(1)、昭和四十三年度事業報告
(2)、昭和四十三年度収支決算報告を
一括して黒島支部長説明。
監事の監査報告ありて二、三の質疑がなされたが承認。
(3)、支部旅費規定承認の件
旅費規定案を議題に供し支部長の説明によって承認四十四年三月九日より適用とする。
(4)、昭和四十三年度事業計画案
(5)、昭和四十三年度収支予算案
(6)、〃 収支予算案
一括黒島支部長説明原案通り承認
開会 午後五時半

昭和四十四年度の
事業計画について

総務部
企画部

去る二月二十三日札幌市都市会館において本年度定時総会があり、各役員、代議員出席され総会も効果的に終了でき厚く感謝の意を表する次第です。総会の内容については御報告の通りですが本年度の事業計画の内容に若干説明を加え各支部の皆さんから積極的な御協力を得て本会がますます発展向上するよう御願いしてやまないとあります。

(1) 会員の業務研修、指導について
会員の品位向上と業務の改善進歩を図るためにも研修を欠かすことはできないわけです。社会は日々に進歩しておりそれに遅れないようにすることも必要で、他の業界でも盛んに行なっていることは御存じの通りであります。実施方法については一支部又は二支部以上合同でもよく効果的に考え実施すればよいのです。が、昨年中一回も行なわなかった支部がありました。しかし本年度は全部の

支部が行なうよう望んでやまないと
ころであります。

講師は地元で学識経験者をお願いし、また本会役員も要請あれば派遣することにしています。そしてこの研修に要する会場費、講師謝礼、昼食費等の大部は助成致しますから、計画として実施の状況はそれぞれ報告をお願いし研修が円滑に行われるよう努力します。

(2) 非行政書士の対策

前年度は数件の違反容疑がありそれぞれ勧告をしておきましたが、よく内偵すればもっとたくさん違反容疑があるものと察せられます。そこで全会員がここに思いをいたされ違反容疑者の発見に御努力下され、非行政書士のないようにしていきたいと思います。また全道の官公署に対しては本会から支部関係の官公署に対しては支部から書面その他の方法で指導取締啓蒙について協力を求めるようにお願いしたいと思ひます。

(3) 会報発行について

会報は隔月一回発行し相互の連絡、修養、研鑽の場とし大いに活用したいと思ひます。しかし最近支部

会員等から投稿が少なく編集にも困っています。どうか支部での計画や実施事項その他向上発展について積極的として建設的な御意見、研究等を広く御投稿下さることをお願いいたします。

(4) 遵法精神の昂揚について

本会会員は本年一月一日現在八〇八名となり職場を通じ社会に貢献できることは喜ばしいことです。社会の信頼も高めつつあるところでありますがそれに応える意味においても先ず最も身近な行政書士法の意をよく守ることが大切です。法にあわせて見て不備の点は改めましょう。

(5) 業務のグループ研修について

先に労務部会ができた講習等を実施してきましたが、社会保険労務士法が公布され同時に免許申請の手続もすみ、労務部会はその任務を終わらせたわけですが、その他の部会設置については希望が少ないので部会は作らず種別的研修を行なうようにしたいと思ひます。そして社会保険労務士の資格をおとりにならない行政書士の方でも社会保険労務士法第二十九条による保険労務の書類作成はできる訳ですから関係法令の多い保険労

務関係の研修ということも当然考えるべきこととあります。

(6) 社会保険労務士法との関係について

社会保険労務士の免許申請は一月末で五一五名の手続が終了しましたので六月頃迄には免許証が交付される

非行政書士の跋扈を抑制しよう

会長 渡辺 慶吉

昭和四十四年三月五日毎日新聞夕刊紙上に、交通事故を食ひもの、行政書士逮捕示談金五十一万円、横領、の見出しで、札幌北署は四日夜、交通事故を悪用、事故に泣く被害者をだまし、これまでに五十一万円余の保険金を横領していた行政書士を行政書士法違反、業務上横領の疑いで逮捕したと報じられた。それによるとこの男は、札幌市北十八条東八行政書士、室田隆二(四〇)、で昨年一月二十六日、札幌市北一西二十五で乗用車にはねられ、重傷を負った同市手稲宮の沢四五、会社社長、山末和男さん(三〇)、から自動車損害賠償責任保険に基づく保険金の請求方を依頼された。十二月二十日、

ものと思ひます。この外百名位の有資格者があると思ひますが本年の十二月一日まで申請期間がありますので有資格者で希望の方は早目に直接札幌市大通西一〇北海道労働基準局經由厚生、労働大臣宛免許申請して下さい。

以上

いもあり、弁護士法違反の疑いで調べている。

以上が毎日新聞記事の全文であるが他の新聞にもそれぞれ大きく報道されている。

この様なケースで他にも非行政書士が跋扈しているものがあると考えられますので会員の皆さんも常時非行政書士を注意し発見し次第報告を願いたい。

本会としては会員擁護のため資料充分なものはその手続をなして、法を守り業界の発展に寄与せんとするものであります。

尚非行政書士室田隆二について、札幌弁護士会及び札幌北警察署より照会がありそれぞれ回答してありますので参考までに左記に掲載致します。

左記

道弁第一五七九号

昭和四十三年十月十五日

札幌弁護士会長 斎藤 忠雄

札幌行政書士会会長 渡辺慶吉

拝啓 秋冷の候いよいよ御清昌の

段大慶に存じます。

さて御多用中御迷惑ながら左記につき御回答を賜わりたく、御願ひ申し上げます。

札幌市北十八条東八丁目
北海道司法行政事務所
所長 室田 隆二

一、右の者は貴会の会員であるかどうか。

二、会員であれば会員となった年月日

右の照会に対し本会より左記の通り、回答をした。

昭和四十三年十月十八日

北海道行政書士会長 渡辺慶吉

札幌市大通西十三丁目

札幌弁護士会会長 斎藤忠雄殿

道弁第一五七九号による照会の件

下記の通り回答いたします。

記

室田 隆二

一、昭和三十三年空知支庁第八号

により行政書士登録

二、昭和三十三年五月二十五日本

会に入会会員となる。

三、昭和四十三年八月一日会則第

五八条第二項により退会処分

四、現在会員でない

五、会員であった当時の住所

岩見沢市六条東一丁目

その後札幌北警察署よりの照会

関係事項照会書

捜査のため必要があるもので左記事

項につき至急回答されたく刑事訴訟

法第九十七条第二項によって照会します。

昭和四十三年一月十五日

札幌北警察署

司法警察員 警部 田中 聡

北海道行政書士会長殿

照会事項

現住所 札幌市北十八条東八丁目

自称行政書士 室田 隆二

昭和三十三年八月二十二日生

右の者、行政書士としての資格の

有無もあれば

一、行政書士免許(登録)を取得し

た。

年月日、場所、免許(登録)番号

二、北海道行政書士会に

入会年月日 退会しておれば退

会年月日、退会理由

三、退会した場合、行政書士として

職務遂行できるか

四、その他参考事項

右の照会に対し本会より左記の通

り回答した。

昭和四十三年一月三十日

北海道行政書士会会長 渡辺慶吉

札幌北警察署

司法警察員 警部 田中 聡殿

室田隆二に対する照会の件下記の

通り回答いたします。

記

一、行政書士免許を取得した年月日及び免許番号

昭和三十三年空知支庁第八号により行政書士登録

二、北海道行政書士会に入会年月日

昭和三十三年五月二十五日本会

に入会

三、退会した年月日及びその理由

昭和四十三年八月一日会則第五

八条第二項により退会処分(会費

未納のため)

四、退会した場合は職務遂行は出来

ない

(行政書士法第十九条による)

五、会員であった当時の住所

岩見沢市六条東一丁目

◎行革第二次原案の内容

三月十日毎日新聞朝刊の記事を転載します。

行革第二次原案の内容

行官庁がまとめた行革第二次原案の内容は次のとおり。

【許可・報告事務などの整理】
許可事務二百五十七件の報告事務六十二件を統廃合、または規制を緩和する。国が行なっている行政事務

する。

一、運輸省、労働省の地方事務官制度の廃止と問題は昨年末、行官、自治、運輸、労働の関係関係がかわした覚書の趣旨に沿って検討する。
(三月十日毎日新聞朝刊)

欧州の旅(其の四)

総務部長 犬飼 竹治

前号ではイタリアのベニスからフロレンス迄の風景等を述べたが、この道路もイタリアの太陽道路の一部であり自然の美とともに道路は至極よい。太陽道路はフロレンスからローマへ南方へのびていくがそれらの旅を続けたのである。

(1) フロレンス

フロレンスはイタリア西北部の都市で人口四六万小都市であるが町は古く古代ローマ時代に作られ、ルネサンスの中心都市であったし町がきれいで花の都といわれ、それに寺院が多く京都とは姉妹都市となっていてということである。この町は交通の拠点にあたり鉄道、道路がよく発達し、町の各所には広場があって殊にシニョリア広場は高さ九〇メートルの美しい時計台をもつヘッキオ

館があり、その広場には多くの彫像がおかれ市民の憩いの場所となっている。各寺院には何れも偉人や動物その他の彫刻・彫像・壁画等が多数施してあり、また一般の家や商店等町ぐるみでそれらを飾ってあり宗教の盛んなことをものがたっている。寺院の中でもサンタ・マリアの大伽藍が有名で十五世紀の始め一五〇年がかりで完成した大規模なゴシック式大寺院で美しさをもつた寺院である。殊にドナテルのステンドグラスは実に鮮やかである。これは色ガラスを種々に組み合わせ色々の模様を表現するもので寺院の内部に美しい光線を投射するもので宗教的の感じを与えるといわれる。その他ミケランジェロ等有名画工の壁画が数多くかけられている。

31日	入会 網走1
26日	入会 札幌1
21日	入会 札幌1
18日	入会 札幌1
14日	入会 札幌1
9日	入会 札幌1
8日	入会 札幌1
6日	入会 札幌1
2月	昭和43年度会計監査、経理部会
2月	処分退会 小樽1

事務局日誌

アロ・ミケランジェロ・ベルニ等の巨匠が次々と入れかわり設計にあたり、中でも大円蓋はミケランジェロの作といわれ一三二メートルの高さがあり遠くか望むことができる。また大円蓋の内部天井には同人の作といわれる天井画がサンゼンと輝いているしその外名工の作が数多く寺院内を飾っている。ミケランジェロはイタリアの人でラファエロ等と共にルネサンスの美術を完成したものと伝えられている。

次回はローマの遺蹟・ナポリ・ポンペイ等についてお伝えしたい。

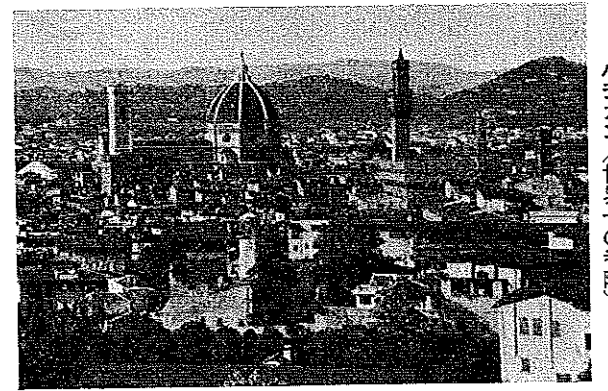
◆入会

会員移動

(昭和44年1月13月18日)

支部	氏名	事務所	入会月日	備考
札幌	網走	網走郡美幌町字南1丁目11	1・6	法2条2の5
札幌	浅倉	札幌市手稲西野349	1・8	法2条1
札幌	小島	千歳市北信濃60の99	1・9	法2条2の5
札幌	平形	千歳市北信濃60の99	1・14	法2条1
札幌	室崎	富良野市若松町5号	1・14	法2条1
札幌	古村	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5
札幌	今村	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5
札幌	楠	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5
札幌	川口	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5
札幌	近藤	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5
札幌	高橋	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5
札幌	大谷	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5
札幌	吉田	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5
札幌	鈴木	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5
札幌	白井	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5
札幌	山崎	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5
札幌	本村	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5
札幌	堀口	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5
札幌	大谷	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5
札幌	福井	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5
札幌	佐藤	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5
札幌	金子	札幌市南16条西10丁目14	1・21	法2条2の5

パチカン(世界一の寺院)

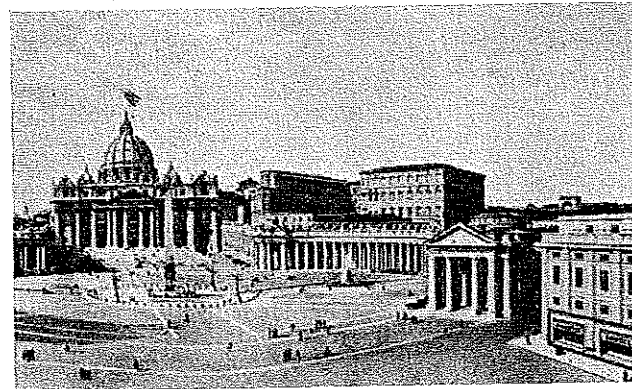


(2) ピサ

フロレンスからピサ迄は九七キロ程あるこの道筋は平坦で笠松の並木が絵にかいたように見事なものである。この松はある高さ迄は一様に伸びそれからはえだが笠松のように広がる特種な松で他の国では見られない。ピサは人口十万人の小さな町リグリア海に面しあまり見るところはないが、先に写真で紹介したピサの本寺とその斜塔はよく知られている。それはピサはガリレオが生れた地で彼が十八歳の時この教会にゆきランブのゆれるのを見て振子の原理を発見し、また斜塔はガリレオが重い物と軽い物を同時に落し物体落下の法則を発見している。ガリレオはこの実験のため百回も頂上へのぼり下りをしたといわれている。この斜塔は一三五〇年できたもので高さ五十九メートル最上部の回廊迄石段が二四五段あり大理石造りである。入場料は二百リラ(一六六円)で石段は今迄の上り下りの人達の靴のため凹みをみせており、頂上で傾斜は四メートルあるが、この傾斜は建ててから地盤のゆるみのためであるとする説と、始めから傾斜を見込んで建てた説とがあつて真意はよくわかっていないが、三百年余の長い間それより傾斜もしないし、倒れもしないこれ如何が御想像におまかせする次第である。

(3) ローマの旧都

ピサから日帰りでフロレンスに引きかえて泊り翌朝をこから二二五キロの太陽道路をローマに向け南下した。ローマは古い都で紀元前に建設され、永遠の都また世界の道はローマに通ずるともいわれ、ローマ帝国、西ローマ帝国の首都であつたし、また宗教の中心都市として長い歴史を有し今日の発展をとげた。市の周囲一四キロにはレンガの城壁で



フロレンス市の一部

めぐらされているのが残っており、市の中にパチカン市国のあることも特異の存在である。市の中をチベル川が濁水をたたえて流れ川のあたりは風光がよいとはいわれない。しかし旧市街の建物は数百年を経ているがしっかりとたえ不燃質の建物ばかり城壁外は近代建築の新市街が道路の整備と共にその偉容をほこっているし、古い都のため名所旧蹟の多いこともよく知られている。

人口は凡そ二五五万で自動車は今

(4) パチカン市国

ローマ市一隅の丘にパチカン市国がある。人口は千三百人くらい僅僅だけの国民で、面積もごく狭く世界最小の独立国である。イタリアとの国境といつても道路一本白線一本といったもの、ここは全世界カトリック教の総本山であり、一九二九年ムッソリーニ政府のとき独立が成立し、自国の貨幣や郵便切手等を発行しているがこれらは商品として販売していた。建物はパチカン宮とサンピエトロ世界一の大寺院とそれに附属の建物・広場・回廊・噴水など有名である。この寺院の歴史は古くローマ時代にさかのぼるが、十五世紀迄百数十年もかかって完成したと伝えられ、その間ブラマンテ・ラファエ

3日	第1回全理事会、支部長 合同会議
4日	会費督促内容証明11通発送 入会 札幌1 会費督促ハ ガキ9通
5日	退会 留萌1 (死亡)
12日	入会 札幌1
13日	藤山副会長、社会保険労務 士免許促進のため上京
14日	入会 空知1
17日	入会 函館1
18日	入会 札幌1
19日	藤山副会長行政書士法改正 特別委員会に出席のため上 京
23日	第9回定時総会
24日	入会 十勝1
25日	入会 札幌1
3月	3月
1日	入会 札幌1
3日	入会 札幌2
7日	5ヵ月会費滞納督促ハガキ 16通
9日	函館支部総会
12日	第2回理事会
17日	入会 札幌1
18日	入会 旭川1 札幌1

◇退会

支部	会員番号	氏名	事務所	退会月日	備考
札幌	六五三	永松 武	札幌市北21条東20丁目	1・18	廃業
小樽	五二〇	寺島 一郎	岩内郡岩内町字大和	1・31	処分退会
留萌	八三〇	須藤 賢一郎	苫前郡羽幌町港町26	2・5	死亡
小樽	五三二	青山 太吉	小樽市見晴町91	2・24	廃業
空知	七七九	加藤 春松	三笠市東町250	3・4	〃

事務局だより

一、本会で幹旋しています物資を注文される会員は必ず前金で送金願います。

二、良書の幹旋について

労働省・社会保険庁共編

◎社会保険労務士法の詳解

労働事務次官 有馬元治
社会保険庁長官 熊崎正夫 序

定価四五〇円 送料二二〇円

◎労働・社会保険関係手続便覧

(社会保険労務士法の詳解別冊)

定価五五〇円 送料二二〇円

昨年十二月二日から実施された社会保険労務士制度は、労働及び社会

保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、企業の健全な発展と労働者等の福祉の向上に資するために創設されたものであります。

本書は、社会保険労務士法について解説を加えるとともに、別冊において社会保険労務士が日常取扱うこととなる各種届出の手続き、様式等を出来る限り収録した実務手引書であります。本書が、関係各位にひろく活用され、社会保険労務士制度の健全な発展に寄与することを願っております。

注文する人は本会事務局まで申出て下さい。